

【第 2 号議案】

令和 5 年度  
静岡県土地利用基本計画図の一部変更（案）について

静 岡 県

# 令和5年度 静岡県土地利用基本計画図 変更位置図



静岡県土地利用基本計画の変更について（案）

静岡県土地利用基本計画（昭和50年4月策定）のうち、土地利用基本計画図の一部を次のとおり変更する。

(1) 総括表

区分	現行計画面積		変更面積			変更後の計画面積	
			拡大	縮小	差引		
	ha	%	ha	ha	ha	ha	%
都市地域	378,304	48.6				378,304	48.6
農業地域	447,997	57.6		68	△68	447,929	57.6
森林地域	490,759	63.1		180	△180	490,579	63.1
自然公園地域	84,045	10.8			0	84,045	10.8
自然保全地域	6,301	0.8	104		104	6,405	0.8
五地域区分計	1,407,406	181.0	104	248	△144	1,407,262	181.0
白地地域	8,764	1.1	3		3	8,767	1.1
県土面積	777,702	100.0				777,702	100.0

(注) 1 県土面積は、令和5年7月1日現在の国土地理院公表の県土面積である。

2 五地域区分の面積は、土地利用基本計画図上で計測したものである。

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
1	農業地域の縮小	掛川市	—	68	産業系の開発行為が予定される区域であり、総合的な農業の振興を図る必要がないため。
2	自然保全地域の拡大	裾野市 長泉町 沼津市	104	—	指定からおおよそ50年が経過し、区域線が現計画の利用実態と乖離が生じているため。
3	森林地域の縮小	磐田市	—	3	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
4	森林地域の縮小	伊豆市	—	4	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
5	森林地域の縮小	菊川市	—	2	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
6	森林地域の縮小	小山町	—	17	町が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
7	森林地域の縮小	川根本町	—	3	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
8	森林地域の縮小	浜松市	—	2	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
9	森林地域の縮小	三島市	—	1	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
10	森林地域の縮小	磐田市	—	2	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

整理番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
11	森林地域の縮小	掛川市	—	1	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
12	森林地域の縮小	掛川市	—	2	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
13	森林地域の縮小	伊豆市	—	5	国が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
14	森林地域の縮小	牧之原市	—	7	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
15	森林地域の縮小	東伊豆町	—	3	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
16	森林地域の縮小	御殿場市 小山町	—	20	国が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
17	森林地域の縮小	浜松市	—	4	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
18	森林地域の縮小	浜松市	—	12	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
19	森林地域の縮小	浜松市	—	4	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
20	森林地域の縮小	掛川市	—	2	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
21	森林地域の縮小	袋井市	—	1	公社が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。

整理番号	変更地域名	関係市町	変更部分の面積 (ha)		変更を必要とする理由(要旨)
			拡大	縮小	
22	森林地域の縮小	御前崎市	—	2	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
23	森林地域の縮小	小山町	—	16	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
24	森林地域の縮小	静岡市	—	10	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
25	森林地域の縮小	静岡市	—	21	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
26	森林地域の縮小	静岡市	—	7	県が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
27	森林地域の縮小	三島市	—	1	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
28	森林地域の縮小	島田市	—	20	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
29	森林地域の縮小	御殿場市	—	1	民間事業者が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
30	森林地域の縮小	御殿場市	—	5	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
31	森林地域の縮小	湖西市	—	2	市が実施する事業により、森林としての利用・保全を図る必要がないため。
合計(31件)			104	248	

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)				変更部分の地目状況		変更を必要とする理由(地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目状況				
					名称	面積	名称	面積		地目				面積
1	掛川市農業地域	掛川市伊達方		68	都森	15				農地	1	市の上位計画に定める新たな産業拠点とするため、既存工業地(無指定地域)および隣接する地域一帯を都市計画区域の用途地域(工業地域)に指定する。	東遠広域都市計画用途地域の変更 (令和6年3月予定) 掛川農業振興地域の変更 (令和6年3月予定)	・掛川市と東遠広域都市計画用途地域の指定について下協議了 (令和5年8月14日) ・掛川市と農業振興地域の縮小について下協議了 (令和5年6月29日)
				都	53				森林	15				
									水面	1				
									建物	17				
									道路	4				
									その他	30				
2	裾野市・長泉町・沼津市自然保全地域	裾野市須山長泉町東野沼津市宮本	104		都森	37	調整	104		森林	104	須山地区は優れた自然環境を有し、自然環境を保全することが特に必要と認められるため。また、昭和50年の指定からおよそ50年が経過し、区域線が現計画の利用実態と乖離が生じているため。	愛鷹山自然環境保全地域計画の変更 (令和5年度予定)	林野庁と協議済(令和5年5月8日)
				都農森	67	国林保安	4	4						
3	磐田市森林地域	磐田市駒場		3	都農	3	調整	2		その他	3	磐田市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設の設置)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成27年1月23日 完了届受理:平成28年4月1日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
4	伊豆市森林地域	伊豆市大野		4	都農	4				その他	4	民間事業者(リニューアブル・ジャパン株)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。(太陽光発電施設の設置)	森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更 (令和5年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:平成30年9月20日 完了届受理:令和元年12月17日 林野庁と協議済(令和5年12月21日)
5	菊川市森林地域	菊川市高橋		2	都農	2				その他	2	民間事業者(株鈴鹿発電所)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。(太陽光発電施設の設置)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和5年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:平成28年11月15日 完了届受理:平成30年4月26日 林野庁と協議済(令和5年12月21日)
6	小山町森林地域	小山町湯船		17	都農	17	調整	17		その他	17	小山町が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設の設置)	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成27年11月30日 完了届受理:令和5年12月7日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
7	川根本町森林地域	川根本町下長尾		3					3	その他	3	民間事業者(株ココケン)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (太陽光発電施設の設置)	森林法に基づく静岡地域森林計画の変更 (令和5年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:令和3年12月9日 完了届受理:令和4年7月27日 林野庁と協議済(令和5年12月21日)

(2) 変更地域別概要

整理番号	変更地域名 (図面番号)	関係市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)				変更部分の地目状況		変更を必要とする理由(地域設定に伴う土地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置(予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域との重複		細区分の指定状況		白地地域の増減	地目				面積
					名称	面積	名称	面積						
8	浜松市森林地域	浜松市天竜区青谷		2	都農	2	調整	2	道路	2	浜松市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成30年4月2日 完了届受理:令和5年10月13日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
9	三島市森林地域	三島市三島		1	都農	1	調整農用	1	道路	1	静岡県(農地計画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 なお、農用地区域は農振法第3条第3号に規定する土地改良施設用地である。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成25年6月4日 完了届受理:令和3年7月1日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
10	磐田市森林地域	磐田市敷地		2	都農	2	調整	2	道路	2	民間事業者(中日本高速道路㈱)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:平成27年6月18日 完了届受理:令和6年1月10日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
11	掛川市森林地域	掛川市伊達方		1	都農	1	農用	1	道路	1	静岡県(農地計画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 なお、農用地区域は農振法第3条第3号に規定する土地改良施設用地である。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成22年6月28日 完了届受理:令和3年7月1日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
12	掛川市森林地域	掛川市入山瀬		2	都農	2			道路	2	静岡県(道路企画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成28年11月25日 完了届受理:令和5年12月8日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
13	伊豆市森林地域	伊豆市大平		5	都農 農	1 1			道路	5	国(沼津河川国道事務所)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成22年4月1日 完了届受理:令和5年12月12日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
14	牧之原市森林地域	牧之原市東萩間		7	都農 都 農	2 3 2	用途 農用	3 1	道路	7	牧之原市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定) 農用地区域の除外 (令和8年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成22年3月1日 完了届受理:令和5年12月4日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
15	東伊豆町森林地域	東伊豆町稲取		3	都農 都	2 1			道路	3	静岡県(農地計画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく伊豆地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成25年7月2日 完了届受理:令和5年9月4日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	
16	御殿場市小山町森林地域	御殿場市仁杉小山町須走		20	都農 都	13 7	調整 市街	19 1	道路	20	国(沼津河川国道事務所)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (道路の新設・改築)	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成25年6月3日 完了届受理:令和5年12月12日 林野庁と協議予定(令和6年12月)	

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)				変更部分の 地目状況 (ha)		変更を必要とする理由(地域設定に伴う土 地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域 との重複		白地地域の 増減	地目状況						
					名称	面積		名称	面積	地目				面積
17	浜松市 森林地域	浜松市北区 都田町		4	都	4	市街	4		建物	4	浜松市が実施する事業により現況森林で はなくなり、森林としての利用・保全を図る 必要がないため。 (工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林 計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成28年3月1日 完了届受理:令和4年4月14日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
18	浜松市 森林地域	浜松市 天竜区 二俣町		12	都	12	市街	12		建物	12	浜松市が実施する事業により現況森林で はなくなり、森林としての利用・保全を図る 必要がないため。 (工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林 計画の変更 (令和4年度変更)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成元年8月20日 完了届受理:令和2年4月1日 林野庁と協議済(令和4年12月)
19	浜松市 森林地域	浜松市 天竜区 二俣町		4	都	4	市街	4		建物	4	浜松市が実施する事業により現況森林で はなくなり、森林としての利用・保全を図る 必要がないため。 (土石の採掘、工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林 計画の変更 (令和4年度変更)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成26年4月10日 完了届受理:令和2年6月30日 林野庁と協議済(令和4年12月)
20	掛川市 森林地域	掛川市大坂		2	都農	2				建物	2	掛川市が実施する事業により現況森林で はなくなり、森林としての利用・保全を図る 必要がないため。 (工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林 計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:令和2年3月4日 完了届受理:令和5年3月28日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
21	袋井市 森林地域	袋井市岡崎		1	都農	1				建物	1	袋井地域土地開発公社が実施する事業 により現況森林ではなくなり、森林として の利用・保全を図る必要がないため。 (工場・事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林 計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:令和3年2月24日 完了届受理:令和4年7月12日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
22	御前崎市 森林地域	御前崎市 新野		2	農	2				建物	2	民間事業者(寿総業㈱)が実施する事業 により現況森林ではなくなり、森林として の利用・保全を図る必要がないため。 (工場、事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林 計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:平成21年1月23日 完了届受理:令和4年12月22日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
23	小山町 森林地域	小山町湯船		16	都農	16	調整	16		建物	16	静岡県(企業局)が実施する事業により現 況森林ではなくなり、森林としての利用・ 保全を図る必要がないため。 (工場・事業場の設置)	森林法に基づく富士地域森林 計画の変更 (令和元年度変更)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成27年10月27日 完了届受理:平成31年1月11日 林野庁と協議済(令和元年12月)

(2) 変更地域別概要

整理 番号	変更地域名 (図面番号)	関係 市町村名	変更する面積		変更する部分の重複面積(ha)				変更部分の 地目状況 (ha)		変更を必要とする理由(地域設定に伴う土 地利用に関する基本的事項)	関連する個別規制法の措置 (予定)	個別規制法の調整状況	
			拡大面積 (ha)	縮小面積 (ha)	他地域 との重複		白地地域の 増減	地目	面積					
					名称	面積				名称				面積
24	静岡市 森林地域	静岡市 清水区 加瀬沢		10	農	10	農用	3		農地	10	静岡県(農地計画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (農用地の造成)	森林法に基づく静岡地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成9年12月17日 完了届受理:令和5年12月1日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
25	静岡市 森林地域	静岡市 清水区 茂畑		21	農	21	農用	21		農地	21	静岡県(農地計画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (農用地の造成)	森林法に基づく静岡地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成8年9月11日 完了届受理:令和6年1月10日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
26	静岡市 森林地域	静岡市 清水区 新丹谷		7	農	7	農用	4		農地	7	静岡県(農地計画課)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (農用地の造成)	森林法に基づく静岡地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成9年12月17日 完了届受理:令和6年1月10日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
27	三島市 森林地域	三島市徳倉		1	都農	1	調整	1		農地	1	民間事業者(倉田工業㈱)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (残土処分場の設置、農地造成)	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:平成29年2月1日 完了届受理:令和5年3月30日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
28	島田市 森林地域	島田市伊太		20	農	20				その他	20	島田市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。(レジャー施設の設置、工場事業場の設置)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成13年2月13日 完了届受理:令和5年9月11日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
29	御殿場市 森林地域	御殿場市 印野		1	都農	1	調整	1		建物	1	民間事業者(社会福祉法人 博友会)が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (特養老人ホーム職員寮の建設)	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (令和5年度予定)	(森林法:林地開発許可) 許可:令和3年7月7日 完了届受理:令和4年7月21日 林野庁と協議済(令和5年12月21日)
30	御殿場市 森林地域	御殿場市 中畑		5	都農	5	調整	5		その他	5	御殿場市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (公園・運動場の造成)	森林法に基づく富士地域森林計画の変更 (令和6年度予定)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成30年7月30日 完了届受理:令和5年7月19日 林野庁と協議予定(令和6年12月)
31	湖西市 森林地域	湖西市岡崎		2	都農	2	調整	2		建物	2	湖西市が実施する事業により現況森林ではなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため。 (新設中学校建設事業)	森林法に基づく天竜地域森林計画の変更 (平成27年度変更)	(森林法:連絡調整) 通知受理:平成17年1月4日 完了届受理:平成27年5月21日 林野庁と協議済(平成27年12月)
合 計			104	248										

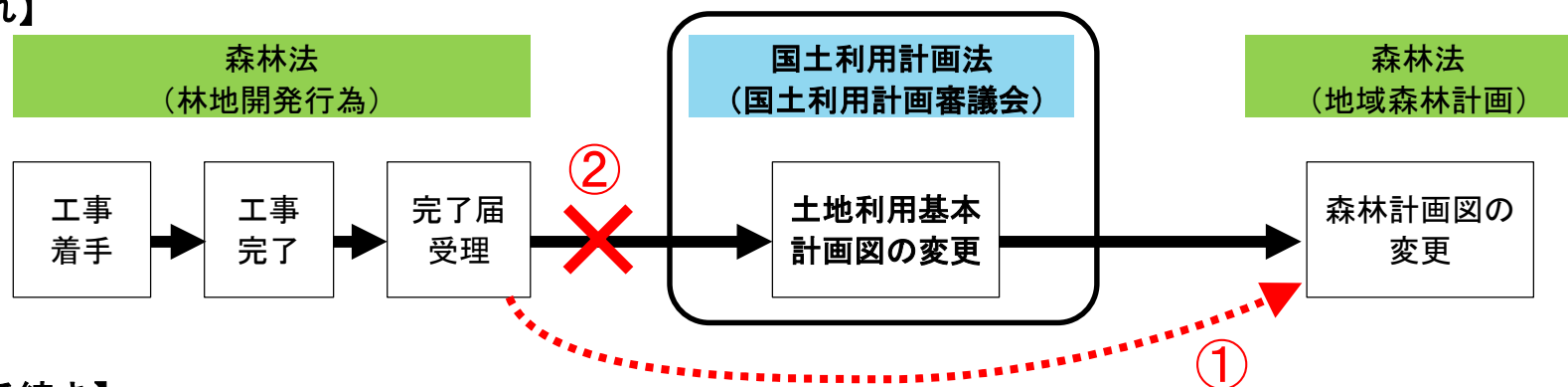
## 国土利用計画審議会への未諮問案件（森林地域）

- 林地開発許可案件の事務処理状況を精査したところ、国土利用計画審議会に諮問すべき土地利用基本計画図の変更案件のうち、森林地域の9件が昨年度までに諮問されていないことが判明しました。
- 直ちに、森林部局において、データ管理体制の見直しなどを行い、再発防止を図りました。
- 本案件は、本年度の国土利用計画審議会に諮問させていただき、土地利用基本計画図を変更します。

### 未諮問案件の概要

- ① 土地利用基本計画図を変更する前に、先に森林計画図の変更を行っていたもの（4件）
- ② 林地開発行為の完了届受理後、2年以上諮問されていなかったもの（5件）

### 【手続きの流れ】



### 【本来の事務手続き】

- ① 個別法の計画図の変更順序（国指針に基づき県として処理）  
土地利用基本計画図の変更を行った後、森林法における森林計画図の変更を行う。
- ② 国土利用計画審議会への諮問時期（県として処理[特段の規定なし]）  
完了届受理の翌年度に土地利用基本計画図を変更し、翌々年度に森林計画図を変更する。



## 原因

- 林地開発行為を管理するデータに、完了届受理、土地利用基本計画図・森林計画図の変更状況を確認する項目がなかったことが原因です。

## 再発防止策

- 林地開発行為を管理するデータに、完了届の受理、土地利用基本計画図・森林計画図の変更の状況を確認する項目を追加しました。
- また、併せて、下記3点の対策を講じます。
  - ① 本来あるべき事務手続きについて要領として定め、森林部局と総合政策課の間で確認・共有する
  - ② 林地開発行為に関わる一連の手続きについて、林地開発管理システムに一元化する
  - ③ 森林地域の国土利用計画審議会の諮問に当たっては、総合政策課においても林地開発行為を管理するデータにより対象案件を確認する
- 今後、同様の事態が発生しないよう、再発防止策を徹底してまいります。